六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合

七～十三　（略）

（健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第百五十六条の二　（略）	**第百五十六条の二**　（略）
2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合	六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
七～十三　（略）	七～十三　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第五条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第百八十八条の二　（略）	**第百八十八条の二**　（略）
2　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）又は同項第六号に掲げる業務を行う場合	六　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
七～十二　（略）	七～十二　（略）

（生活保護法施行規則の一部改正）

第六条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第二十二条の五　（略）	**第二十二条の五**　（略）
2　法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　（略）	一　（略）